

第 3 1 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和 5 年 1 月 2 5 日 1 3 : 3 0 ~ 1 3 : 5 9

場 所 役場庁舎 会議室 2

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埜田	3 番 李	4 番 八田	5 番	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部	12 番 水崎	13 番 出羽	

欠席委員：なし

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

4 番 八田委員
6 番 西野委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 1 月の業務報告について
- (3) 2 月の業務予定について
- (4) あっせん報告について

4 議案

第 1 号 合意解約通知の成立状況の確認について

第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5 協議事項

- (1) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 2 月 2 7 日（月）午後 1 時 3 0 分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第31回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 ただ今の出席委員数は、12名で定足数に達しております。 それでは、これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	皆さん大変ご苦労様でございます。 それではさっそく会議を始めていきたいと思います。 日程2の議事録署名委員の指名をいたします。 4番 八田委員、6番 西野委員この両名を指名いたします。 続きまして日程3の報告事項に入ります。 (1)の諸般の報告について こちらからはございませんが皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	それでは、(2)1月の業務報告 及び (3)2月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案3ページをご覧ください。 (2)1月の業務報告についてです。 18日農業委員、皆さまの任期が7月19日までですので、農事組合長様に対しまして、推薦についての手続きの説明とご協力をさせていただいております。推薦募集期間は3月16日から4月14日までとなっております。 19日西札内地区の農地あっせん委員会を開催しております。のちほど、あっせん報告をさせていただきます。 次に(3)2月の業務予定についてです。 参加集約をさせていただきましたが、2月1日農業者年金研修会があり委員11名が参加予定です。こちらについては総会終わってから再度出発時間とかですね、ご案内させていただきたいと思っております。 10日会長・職務代理者・事務局長研修が帯広市で予定となっております。研修内容ですが、農林水産省で基盤強化促進法改正を担当している望月課長による地域計画について、前北海道農業協同組合中央会会長の飛田氏による十勝農業の課題と今後についてとなっております。 あと記載しておりませんが、2月15日14時から、改善センターで、毎年開催してます営農セミナーですね。農協ファックスで周知するということ聞いておりますけども、2月15日午後2時ですね、改善センターで行いますので、もしよろしければご予約の方お願いしたいと思います。 以上です。
議長	続きまして(4)あっせん報告について、事務局から説明願います。

事務局	【あっせん報告について朗読説明】
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号 合意解約通知の成立状況の確認について 合意解約の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号 番号１番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされており、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号 合意解約の番号１番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第１号 合意解約の番号１番は、原案どおり可決決定されました。 続きまして、合意解約の番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号 番号２番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされており、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号 合意解約の番号２番について、承認決定することに異議ありませんか。

	せんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 2 番は、原案どおり可決決定されました。
	続きまして、合意解約の番号 3 番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 1 号 番号 3 番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 合意解約の番号 3 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 3 番は、原案どおり可決決定されました。
	続きまして、合意解約の番号 4 番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 1 号 番号 4 番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 合意解約の番号 4 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)

議長	議案第 1 号 合意解約の番号 4 番は、原案どおり可決決定されました。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1) 所有権移転の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 2 号 (1) 番号 1 番について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料 調査書 1 ページに記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
議長	所有権移転の番号 1 番について、現地確認委員の意見を求めます。 2 番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。 4 番 八田委員 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 2 号 所有権移転の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 2 号 所有権移転の 1 番は、原案どおり可決決定されました。 次に (2) 賃借権設定の番号 1 番について説明願います。
事務局長	【議案第 2 号 (2) 番号 1 番について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料 調査書 2 ページに記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。

議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号 1 番について、現地確認委員の意見を求めます。 2 番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	9 番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 2 号 (2) 賃借権設定の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 2 号 (2) 賃借権設定の 1 番は、原案どおり可決決定されました。 次に (2) 賃借権設定の番号 2 番について説明願います。
事務局長	【議案第 2 号 (2) 番号 2 番について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料 調査書 3 ページに記載のとおり、 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号 2 番について、現地確認委員の意見を求めます。 2 番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	9 番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権の番号 2 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第2号(2)賃借権設定の番号2番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第2号(2)賃借権設定の2番は、原案どおり可決決定されました。 次に(2)賃借権設定の番号3番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第2号(2)番号3番について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料 調査書4ページに記載のとおり、 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号3番について、現地確認委員の意見を求めます。 2番 埴田委員 何か補足などありませんか。
埴田委員	ありません。
議長	9番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権の番号3番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第2号(2)賃借権設定の番号3番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第2号(2)賃借権設定の3番は、原案どおり可決決定されました。 次に(2)賃借権設定の番号4番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第2号(2)番号4番について朗読説明】

	なお、別紙でお配りしている資料 調査書５ページに記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号４番について、現地確認委員の意見を求めます。 ２番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権の番号４番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。議案第２号（２）賃借権設定の番号４番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第２号（２）賃借権設定の４番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）賃借権設定の番号５番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（２）番号５番について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料 調査書６ページに記載のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号５番について、現地確認委員の意見を求めます。 ２番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。

議長	9 番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権の番号 5 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。議案第 2 号 (2) 賃借権設定の番号 5 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 2 号 (2) 賃借権設定の 5 番は、原案どおり可決決定されました。
	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
	賃貸借の番号 1 番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第 3 号 番号 1 番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号 1 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。
	続いて、賃貸借の番号 2 番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第 3 号 番号 2 番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号 2 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。
	続いて、賃貸借の番号３番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第３号 番号３番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号３番について、質疑を受けたいと思います。質疑は ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号３番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号３番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。
	次に日程５の協議事項に入ります。
	協議事項（１）その他について
	事務局からはございますか。
事務局長	ありません。
議長	事務局からはないようですが、その他 皆さんから何かございますか。
委員	(「ナシ」の声)
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが、 （１）次の総会の日程について 事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、２月２７日（月）午後１時３０分、場所について は改善センターでお願いいたします。２月と３月はこの会場が確定申告の会 場となる関係で来月は改善センターでお願いいたします。 以上です。

議長	次回の総会は、２月２７日月曜日の午後１時３０分からということで、場所は間違いなく改善センターでお願いいたします。 （２）その他、事務局から何かありますか。
事務局長	委員の補充について、ご相談含めてになりますけども、任期については７月１９日まで、補充するためには議会の承認が必要になります。それはこれからですと３月もしくは６月となります。あとですね、今回、商工会から推薦の委員さんですので、商工会から補充するということで推薦をお願いするとなっても急な話になると思いますので、もし活動できたとしても実質３ヶ月、４ヶ月と短い期間になるかなと思いますので、今回については補充をしないという方向で進めたいと思っています。 委員の補充について条例などをみますと、努めなければならないということになってますので、こういう状況、期間が短いということもありますので、補充しないで７月任期までいきたいなと思っています。 以上です。
議長	任期ももう少しで終わるということで、そのままでいいですよね？
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは欠員のままでいくということで、よろしくをお願いいたします。 その他 皆さんのほうから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、以上で第３１回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （１３時５９分閉会）